

# 令和3年度教職員一般定期健康診断及び特殊健康診断並びに 麻しん風しん抗体価検査 仕様書

## 第1 適用

本仕様書は、群馬工業高等専門学校で実施する教職員一般定期健康診断及び特殊健康診断並びに麻しん風しん抗体価検査（以下「教職員健康診断」という。）に適用する。

## 第2 実施場所

教職員健康診断の実施場所は、群馬工業高等専門学校の所在地とし、実施会場については、発注者の指定する場所とする。

また、当日の欠席者、未受検者等を後日受注者によって追加検査を実施する場合は、受注者の指定する場所及び会場にて行う。

## 第3 実施期間

実施期間は以下の2日間とする。

令和3年8月31日（火）：受検時間9：00～11：30（受付：9：00～11：00）

令和3年9月15日（水）：受検時間9：00～11：30（受付：9：00～11：00）

## 第4 検査項目等

教職員健康診断において実施する検査項目、対象者及び受検予定者数は別紙のとおりとする。

なお、別紙の受検予定者数は、令和2年度教職員健康診断の受検実績者数であり、教職員健康診断時の受検予定者数に変更が生じる場合がある。

したがって、本契約の費用の支払いにあたっては、契約単価にそれぞれ実際の受検者数を乗じた額を支払う。

## 第5 実施体制

### 1. 健康診断に関する法令及び規則の遵守

受注者は、教職員健康診断に関する法令及び規則を遵守しなければならない。

なお、検査結果については、受検者は当該検査を受検したことをもって、受注者から発注者に提供されることに同意したものとして取り扱うこととする。

### 2. 検査方法等

検査方法及び技術的基準等は、以下のとおりとし、受注者は正当な理由がない限り、発注者の指示に従わなければならない。

また、検査及び内科健診場所は、受検者が不快感等を抱くことがないように配慮し、その際必要となる衝立等は受注者が準備する。

## (1) 一般定期健康診断

### ① 身体計測及びその他の検査について

- ア 身体計測は身長、体重、視力検査、腹囲測定、聴力検査、血圧測定とする。
- イ 視力検査は、左右の視力を測定する。（矯正視力の者はコンタクト及び眼鏡を装着し測定、裸眼視力の測定はしない。）
- ウ 聴力検査は、オージオメータ法により、1000Hz・4000Hz で測定する。

### ② 内科診察

- ア 内科診察では、医師2名による問診（既往歴、自覚症状及び他覚症状の有無）・聴診・打診とする。
- イ 内科診察では、あらかじめ問診票に受検者が記入し、診察時に医師に提出する。

### ③ 尿検査

検査は尿検査試験紙を使用する検査紙法により、原則として尿検査回収日当日の尿を実施会場内のトイレで採取し、検査すること

### ④ 胸部 X 線撮影（間接）

- ア 検査は検診車による X 線撮影とする。  
なお、撮影に当たっては男性、女性を混在させないように、十分留意すること。
- イ X 線写真はデジタル画像データとする。
- ウ 画像には受検番号を記録する。また同時に氏名、所属及び検査日を記載した名簿を作成し保管すること。

### ⑤ 血糖検査

- ア 検査は随時採血とし、HbA1c、血糖について行うこと。
- イ 検査における基準値の設定については、受注者が定めること。

### ⑥ 肝機能検査

- ア 検査は随時採血とし、GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP について行うこと。
- イ 検査における基準値の設定については、受注者が定めること。

### ⑦ 脂質検査

- ア 検査は随時採血とし、LDL-C、HDL-C、中性脂肪について行うこと。
- イ 検査における基準値の設定については、受注者が定めること。

### ⑧ 末梢血液検査（貧血検査）

- ア 検査は随時採血とし、Hb、Ht について行うこと。
- イ 検査における基準値の設定については、受注者が定めること。

### ⑨ 心電図検査

- ア 検査の実施場所は、発注者が指定する学校内施設とする。  
なお、必要となるベッドに代わるもの・掛け物及び衝立・衣類かご等は受注者が準備すること。
- イ 検査時に男性、女性を混在させないように、十分留意すること。

### ⑩ 胃 X 線（間接撮影）

- ア 2日間のうち、1日の実施でも可とする。
- イ 検査は検診車による X 線撮影とする。  
なお、撮影に当たっては男性、女性を混在させないように、十分留意すること。

ウ X線写真はデジタル画像データとする。

エ 画像には受検番号を記録する。また同時に氏名、所属及び検査日を記載した名簿を作成し保管すること。

#### ①便潜血反応検査

受注者は専用の検査容器を事前に発注者を通し受検者に渡しておく。受検者は採取した便を検査容器に入れ、健診当日に会場受付にて提出する。

#### (2)特殊健康診断

有害業務従事者（特定化学物質等取扱者・有機溶剤取扱者・粉じん作業員・放射線従事者・石綿作業員）に対し、必要に応じ、問診・尿検査・血液検査等を実施する。

#### (3)麻しん風しん抗体価検査

厚生労働省健康局の依頼（平成31年2月22日付）に基づき、一般定期健康診断と同日程、同会場での実施とする。

### 3. 事前準備等

本業務を実施期間内並びに定められた検査場所及び健診時間内に、滞りなく遂行できるように次の準備を行うこと。

- (1) 発注者は、全教職員に対し、教職員定期健康診断について周知、各検査等の受診希望を調査し、各検査受診予定人数についてとりまとめ、受注者に申込をする。
- (2) 受注者は、事前に各検査項目に必要な医師、看護師、医療技師、助手等の人員の配置と検査容器（便潜血検査容器は必要人数分を発注者に渡しておく）、健診器具等を準備すること。
- (3) 健康診断個人票・特定健診質問票（40歳以上）・胃がん検診受診票・自覚症状問診票（特殊健康診断受診者）等
  - ① 受検者の健康診断個人票は、事前に発注者が準備し、健診開始前に受検者に配付、受検者各自が健診場所に持参する。受注者はこの健康診断個人票に各検査データを記載し、健康診断結果報告書（受検者へ配付用）及び結果一覧表（XML形式の電子データ）を作成、CD-ROM及び紙媒体にて納入する。
  - ② 特定健診質問票（40歳以上）・胃がん検診受診票・自覚症状問診票（特殊健康診断受診者）等各種検査に必要な問診票等は受注者が準備し、発注者を通して受検者に配付するものとする。また受検者は事前に問診票等を家庭で記入し、健診場所に持参する。なお、各種受診票等については、厚生労働省健康局の標準的な質問票表に基づき準備するものとする。

### 4. 個人情報の保護

受注者は、個人情報保護の重要性を認識し本業務の履行に当たって個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。また、本契約期間終了後といえども同様とする。

## 5. 検査の委託

受注者は、本業務の一部及び全部を第三者に委託してはならない。ただし、発注者が事前に承諾した場合は、他の検査機関に委託できるものとする。

## 第6 追加検査等

### 1. 未受検者の後日健診

- (1) 受注者は、健康診断当日にやむを得ない理由で各種検査ができなかった未受検者の救済措置として、後日同様の健康診断が受けられるように手配すること。未受検者の人数及び未検査項目については受注者と発注者それぞれが調査し、検査漏れの無いよう留意する。なお、後日受検する検査に係る費用は本契約に含むものとする。
- (2) 受注者は、後日健康診断を受けた検査結果を検査結果一覧に記載し、再度提出すること。

### 2. 再検査、精密検査の指示及び受診

- (1) 受注者は、再検査及び精密検査の指示は健診結果報告書及び「定期健康診断の再検査のお知らせ」等の書面をもって通知すること。
- (2) 受注者は、健診結果報告書を速やかに発注者に渡し、発注者はその健診結果について要再検査者及び要精密検査者に渡すこととする。
- (3) 要再検査者及び要精密検査者に対しては、発注者は再検査及び精密検査の指示を行い、医療機関を受診させるものとする。

## 第7 業務の完了と補正

### 1. 結果報告

受注者は、健康診断結果として全項目の健康診断結果報告書（受検者へ配付用と発注者控え用各一部）、健康診断結果一覧表（紙媒体及びCD-ROM（XML形式の電子データ））、要再検査者及び要精密検査者に係る健診結果報告書により発注者に報告すること。

### 2. 業務の完了

本業務は、後日受検者の検査終了後、受検者の結果が発注者に提出された時点で完了するものとする。

### 3. 補正等

- (1) 本業務の全部又は一部について不当な箇所が発見され、その責任が受注者にある場合は、発注者は受注者に対し補正等を請求できるものとし、受注者は、速やかに発注者の指示する措置を講じた上、再度の検査をしなければならない。
- (2) 前項の補正等に要する費用は、受注者が負担するものとする。

## **第8 業務責任等**

1. 本業務にお互いの業務責任者を定める。発注者及び受注者は、契約締結後速やかに業務責任者を定め、それぞれに通知するものとする。
2. 業務責任者は、事前の打ち合わせを行い、健康診断及びその後の付随業務が円滑に実施されるよう努めなければならない。

なお、受注者の業務責任者は、業務履行中において事故が発生した場合は、速やかに対応するとともに調査を行い、その原因を発注者が指定する業務責任者に報告し、受注者の責任において処理するものとする。ただし、その損害が発注者の責任に帰する理由による場合はこの限りではない。

## **第9 経費負担**

本業務に必要な経費、検査器材、備品及び消耗品等は、すべて受注者の負担とする。

## **第10 その他**

1. 業務により発生した廃棄物等は、健診日ごとに受注者の責任により処分する。
2. 受注者は、新型コロナウイルス感染症の感染症対策を行い、教職員健康診断業務を遂行すること。
3. その他本仕様書に定めのない事項及び内容については、発注者と受注者とが協議の上決定する。

令和3年度教職員一般定期健康診断等検査項目及び対象者・見込み人数

別紙

検査項目	対象者	受検見込み人数 ※令和2年度実績	
一般定期健康診断*1	全教職員	116名	
聴力検査		116名	
血液検査*2	35歳及び40歳以上と希望者	109名	
心電図			
胃検診	希望者	30名	
便潜血検査		44名	
放射線検診	有害業務従事者	2名	
有機溶剤検診（有機溶剤1群）		6名	
有機溶剤検診（有機溶剤4群）		5名	
有機溶剤検診（有機溶剤他）		8名	
石綿検診		1名	
じん肺検診		2名	
特定化学物質検診		1名	
特定化学物質血液検査		4名	
風しん抗体価検査		令和2年度までの本校での麻しん風しん抗体価検査未受検者と希望者	24名
麻しん抗体価検査			26名

\*1 「一般定期健康診断」には、「身長・体重・視力・腹囲測定・内科診察・血圧測定・尿検査・胸X線（間接）」が該当

\*2 「血液検査」には、「血糖検査・脂質検査・肝機能検査・末梢血液検査（貧血検査）」が該当